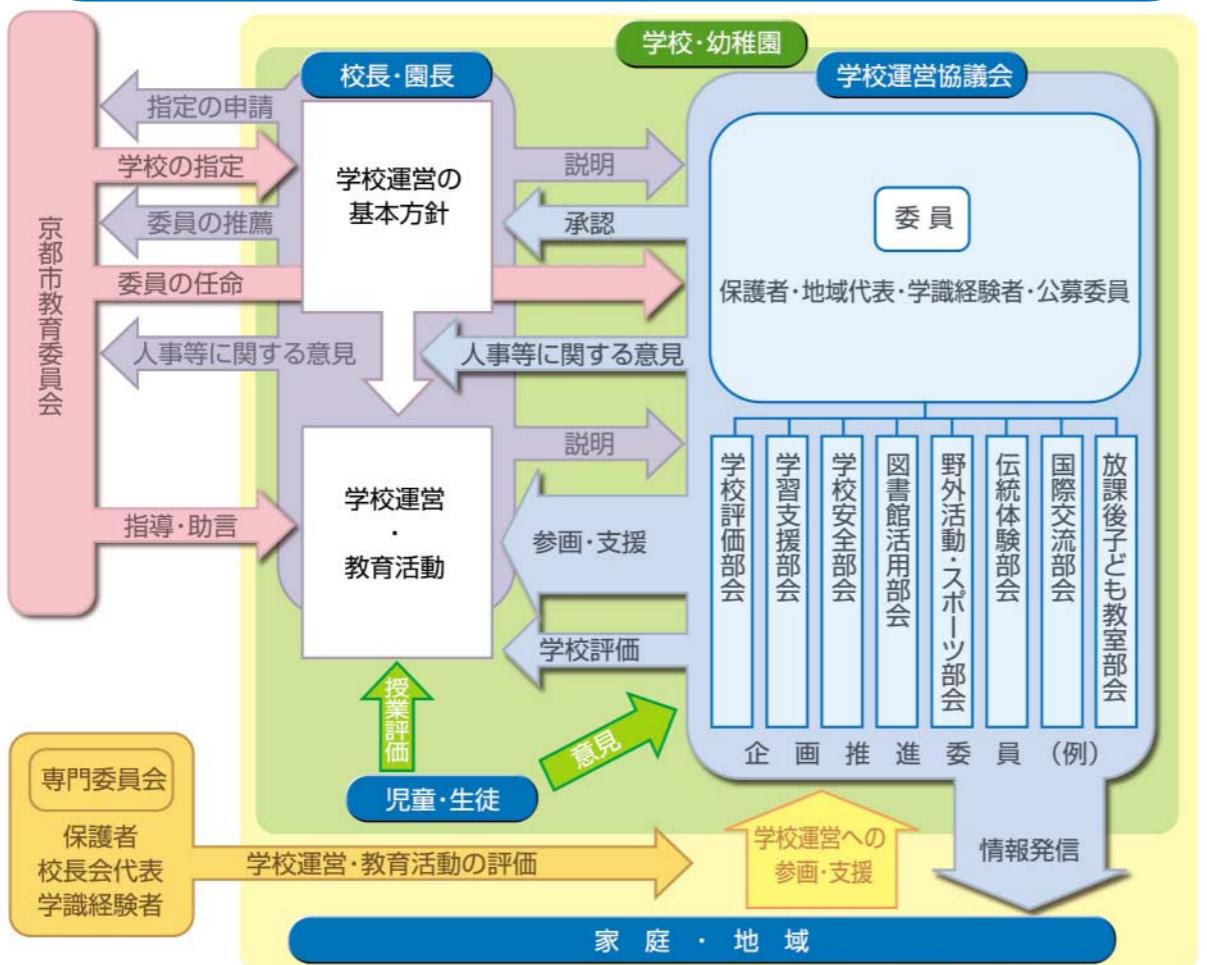


広めていきます「学校運営協議会」

「学校運営協議会」とは

- ◆地域・保護者・学識経験者等に参画していただき、学校運営について評価・支援を行っていただく機関です。
- ◆学校運営協議会で、地域力・家庭力を生かした様々な部会を計画し、「あなたは子どものために何ができますか?」をキーワードに、ボランティアとして参画する企画推進委員が具体的な取組を進めます。



「学校運営協議会」導入の効果

- ◆地域・保護者の声が集約された形で直接校長に届き、学校運営に反映されます。
- ◆部会での様々な取組を通して、子どもが地域の方に接する機会が増え、新たなコミュニケーションができるとともに、自らに向けられる地域の方の愛情を感じ取り、次代の地域の担い手となる気持ちが養われます。
- ◆共に学校づくりを行うという目的意識のもとで、学校・家庭・地域が相互に批判しあうのではなく、共に高め合う関係が構築されます。

学校を核とした地域コミュニティの再生を目指しています。

大人として今何を! 「子どもを共に育む京都市民憲章」を実践しましょう

わたくしたちは、

- 一 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 一 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 一 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 一 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 一 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 一 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。

平成19年2月5日制定、3月13日京都市会が憲章推進を決議

平成19年度

学校教育の重点



市民ぐるみ・地域ぐるみの教育を進めるために

京都市では、子どもたち一人一人が充実した学校生活を送り、確かな学力と道徳的実践力、創造性を身に付け、健やかな体で、夢と希望を持って未来に向かっていけるよう、「市民ぐるみ・地域ぐるみ」の教育を進めています。

「学校教育の重点」は、学校が責任を持って子どもの教育にあたり、その教育力と魅力を高め、保護者や地域の信頼に応えていくために、平成19年度に京都市の学校・幼稚園が取り組むべき重点的教育課題を示すものであるとともに、「市民ぐるみ・地域ぐるみ」、「社会総がかり」で次代を担う子どもたちを育むために、家庭・地域も教育の当事者として何ができるのか、共に考え方行動していただくことを提起しています。今後とも、保護者・地域・大学・経済界等の積極的な参画を得て、教育のさらなる充実を目指します。

本市教育のさらなる充実

本市では、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という伝統に立ち、教職員の意識改革と熱意あふれる教育実践のもと、徹底した説明責任と保護者・地域の参画を基調とする「市民ぐるみ・地域ぐるみの学校づくり」に取り組み、全国を牽引する教育改革を推進してきました。昨年来、国レベルでも公教育の再生について議論されていますが、そこで提起されている具体的な課題の一つ一つについて、本市ではこれまでから先駆的な取組を進め、着実な成果をあげています。

各学校は公教育に寄せられる期待と信頼をより確かなものにするため、現状に甘んすることなく、普通教室の全室冷房化、全校校内LAN、小学校1・2年生の35人学級に続き、19年度から実施する中学校3年生の30人学級といった、あらゆる教育条件を最大限に活用し、校種間連携を図るなかで、創意工夫を重ねた特色ある取組を進め、教育のさらなる充実に努めなければなりません。

学力向上プランの策定

とりわけ、年間205日以上という全国最多の授業日数を生かし、学習時間のさらなる確保に努めるなかで、子どもたちへの基礎・基本の定着を徹底的に図るとともに、学んだことを生かして行動できる力を育み、社会的自立への基礎を培うことが重要です。そのために、それぞれの学校では「学力向上プラン」を策定し、結果を検証するなど、総力を挙げて子どもたちに「確かな学力」を育てていくことが求められています。そして、「確かな学力」とともに「豊かな心」「健やかな体」を育み、未来を切り拓く「生きる力」を培っていかなければなりません。

社会全体で子どもを育む

教育の課題は学校教育だけで解決できるものではありません。教育は未来の担い手を育む学校・家庭・地域の協働の営みです。家庭は教育の原点であり、学習習慣をはじめとする基本的生活習慣の定着やしつけ、情操の涵養、道徳性の育成などを担い、地域は人間関係の基礎や社会的ルールを体験のなかで学ぶ場です。こうした家庭・地域の役割と学校教育の取組に加えて、「人づくり21世紀委員会」、大学や企業など、社会全体が連携してこそ、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育むという本市「学校教育の目標」が実現できるのです。学校教育に寄せられる市民の期待に応え、その信頼により確かなものにするために、学校が核となり、家庭・地域と手を携え、市民ぐるみ・地域ぐるみの教育をさらに推進することが重要です。

内外に開かれた学校づくりの推進

そのためには、学校と家庭・地域が足りないところを責任転嫁したり批判するのではなく、互いに高め合う双方向の信頼関係を構築しなければなりません。これまでから進めている全ての学校での「学校だより」や「ホームページ」等の活用や自由参観日の設定などにより、校内での授業をはじめとするあらゆる取組を積極的に公開するとともに、「外部評価」、「児童・生徒の学校、授業に対する評価」を含む「学校評価システム」、「学校評議員制度」、「家庭・地域のボランティア参画」等を徹底して、内外に開かれた学校づくりをさらに推進していくことが求められます。

さらに、学校運営への保護者・地域の参画を一步進めた「学校運営協議会」の設置を積極的に進めます。「学校運営協議会」は、保護者・地域・学識経験者・公募委員等の方々が、校長を責任者とする学校運営の当事者として意見を述べるとともに、家庭・地域のボランティア参画による、学校と一緒にとなった様々な取組を企画・立案し、評価する機関です。

このような取組により、どのような子どもに育てるのか、問題は何なのかという課題意識を学校と家庭・地域が共有し、学校が説明責任をしっかりと果たして情報を共有するとともに、その解決に向けた行動、さらには、その成果・評価の共有にまで高めることを一層推進していくことが重要です。

保護者・地域からより信頼されるために、学校は次の取組を重点的に進めます。

- 全国最多の年間授業日数（205日以上）を最大限に活用し、さらに、長期休業期間中の補習等も積極的に行うことにより、国の標準授業時数の10%増に相当する学習時間の確保に努めるなど、学力向上に向けて全力で取り組みます。
- 教員は日々研修に努め、授業力の向上を図り、魅力的で尊敬される教員として教壇に立ちます。
- 学校は、保護者に対し、自校の学力状況や成果・課題を示し、学力向上に向けた具体的な改善計画を保護者に説明するとともに、家庭学習の習慣化を働きかけます。
- 社会で許されないことは学校でも許されないことを明確にし、いじめや暴力を絶対許さない学校づくりをします。
- 自然・社会体験活動、スポーツ・部活動をはじめ、保護者とともに行う「道徳」の時間を通じて、子どもたちに決まりを守ることの大切さや社会における規範など、社会人として必要な決まりをきちんと指導します。
- 家庭・地域の参画を得て学校運営にあたり、学校評議員制度の充実や学校運営協議会の更なる設置を推進するとともに、学校評議員や保護者、児童・生徒などによる学校評価を有効に活用して、学校教育の充実・改善に努めます。

双方向に高め合う絆づくり ～子どもを育む「喜びと責任」を分かち合う～

子どもの豊かな学びと育ちを市民ぐるみ・地域ぐるみで実現するために、次のことをお願いします。

- 大人として子どもの模範となる行動に努め、良いことは褒め、叱るべきは叱り、悪いことは悪いと教えましょう。
- 子どもたちに決まりを守ることの意義や、人や地域社会の役に立つ行動の大切さを教えましょう。
- 「早寝・早起き・朝ごはん」運動や、掃除、食事の準備・片づけなどの家庭での家事の役割分担を行い、子どもたちの規律ある生活習慣を確立しましょう。
- 子どもたちに家庭学習や読書の習慣をつけましょう。
 - ★ご家庭にお配りしている「家庭学習の手引き」や「家族の宿題」を活用してください。
- 子どもたちの豊かな育ちのために、ボランティアとして様々な活動に参画しましょう。
 - ★「みやこ子ども土曜塾」や「放課後子ども教室推進事業※」など、積極的な参画をお願いします。
- 様々な機会に学校に足を運んで、子どもたちの学ぶ様子や学校生活の様子に关心を持つとともに、PTA活動やボランティアで学校教育に参画しましょう。
 - ★自由参観日や研究発表会など、学校を見ていただく機会がたくさんあります。
 - ★保護者や地域の方々による「外部評価」で、よりよい学校運営が実現します。

※「放課後子ども教室推進事業」

子どもの自主的な「学びの場」と安全で健やかな居場所を充実させるため、本年度から順次、小学校で地域ボランティアや学生等の参画を得て、小学生が図書室や教室での読書や自主学習等を実施します。

学校教育の柱

確かな学力

全ての子どもを伸ばすため、子どもの理解に応じたきめ細かな指導

- ① 学力向上に向け、全小・中学校に「学力向上チーム」を組織する。学力定着調査や学習確認プログラムの分析結果を保護者に示すとともに、取組課題を明らかにした「学力向上プラン」を定める。
- ② 学校・家庭が一体となり、家庭学習の充実に向けた具体的な取組を進め、子どもの自学自習の習慣化を図る。
- ③ 基礎・基本の定着を徹底するとともに、知識を生かした探究的な活動を組み入れることにより応用力の育成を図る。

習熟度別授業など、一人一人の子どもの学力を伸ばす指導の充実

一人一人の学力の最大限の伸長を目指し、反復学習など丁寧な指導や、発展的な学習内容の授業への積極的な取り入れなどを通して、すべての子どもが「わかる喜びと学ぶ楽しさ」を感じられる学習の充実を図ることにより、自ら進んで学習に取り組む意欲を高める。

そのためにも、各校の「学力向上プラン」により、具体的な到達目標を定め、習熟度別授業など、個に応じた指導の徹底を図る。とりわけ中学校では、学習確認プログラムを効果的に活用するほか、第3学年に導入する30人学級では、少人数の利点を十分に生かし、一人一人の子どもに合ったきめ細かい進路指導に努める。

基礎・基本の徹底と家庭学習の充実

すべての子どもに「読み・書き・計算」などの基礎的・基本的な知識・技能を、発達段階に応じて徹底して習得させ、学習の基盤を構築する。また、「家庭学習の手引き」に示された内容に取り組み、基本的な学習習慣の確立や読書活動の充実を図るなど、家庭にも積極的に働きかける。

探究的な活動を生かした教科・領域の指導や「総合的な学習の時間」の充実

自ら学び自ら考える力を高めていくため、教科・領域の指導や「総合的な学習の時間」等に、習得した知識・技能を生かした探究的な活動を積極的に組み入れ、充実させる。

また、「総合的な学習の時間」では、小・中学校における「育てたい力」に基づいて、教科・領域等との関連を明確にした全体計画・年間指導計画を作成し、計画的・系統的な指導を推進する。

さらに、地域の伝統や文化、教育、産業等の様々な分野の人々の協力を得るとともに、コンピュータ等のICT機器を効果的に活用した授業改善を進めながら、子ども一人一人が習得した力を活用し、課題探究を行えるように指導を進め、学習への興味・関心を持たせ、主体的に学習を進める力を育てる。

子どもの学びに生かす学習評価の充実

各教科・領域では本市独自の「指導計画」（京都スタンダード）をもとに、自校の年間指導計画及び評価計画を充実させ、日々の授業において、子ども一人一人の学習状況を細かに把握し、適切な評価を積み重ね、指導法の工夫・改善を推進する。これまでの学校評価をはじめ、子どもによる授業評価を十分に吟味し、絶えず研究と修養に励み、授業力・指導力の向上に努める。

家庭・地域と連携した人権教育の推進

- ◆「『学校における』人権教育をすすめるにあたって」及び「京都市人権文化推進計画」に基づき、子どもや家庭・地域の実態を十分に把握し、校種間連携はもとより、家庭・地域との確かな連携のもとに実践活動を推進する。
- ◆「人権教育指導資料集」を効果的に活用し、人権尊重という普遍的な視点に立った指導と、それぞれの人権問題固有の歴史的経緯や社会的背景・課題を踏まえた指導を行い、発達段階に応じた系統的な指導を推進する。
- ◆自らの責任でない様々な制約により、個性や能力が十分に伸ばしきれていない子どもたちに焦点をあて、その主体的な努力を引き出し、自己実現に向けた自立を支援する。

豊かな心・健やかな体

規範意識・道徳的実践力の定着と、全ての土台となる健やかな体の育成

- ① 全ての子どもが安心して学べる環境を構築するため、校園長を中心に全教員が協力し、毅然とした指導体制を築く。
- ② いじめられている子は、学校、保護者、地域が一体となって全力で守るとともに、いじめを見逃さない学校体制をつくる。
- ③ 全ての子どもに、他人に共感する心、人間関係を築く力、道徳的実践力などを培う。
- ④ 自然・社会体験活動、スポーツ・部活動などを通じて、社会性と規範意識を養うとともに、健やかな体を培う。
- ⑤ 家庭・地域と連携して、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進により、子どもたちの基本的生活習慣の確立に努める。
- ⑥ 子ども自身に自らの身を守る知識と力を育てるとともに、学校・家庭・地域の密接な連携・協力のもと、子どもの安全を全力で守る。

「いじめ」を許さない集団づくりの推進

「いじめに立ち向かう 全市立学校277校生徒会議」のアピールを受け、思いを伝え、互いの違いを認め合い、「いじめ」を許さない集団づくりを、学級活動、児童会・生徒会活動、部活動等あらゆる教育活動を通じて意図的・計画的に推進する。

問題行動や不登校、児童虐待等の兆候を普段の子どもの言動や様子の変化から敏感に感じ取り、組織的な体制のもとに家庭・地域と連携し、家庭・地域への啓発とともに未然防止に向けて一層の取組の充実を図る。また、「いじめ相談24時間ホットライン」、「こども専用ハートライン」や「いじめ問題サポートライン」等の周知を行い、問題の早期発見、早期対応に努め、積極的な問題解決に取り組む。

不登校の未然防止と学校復帰をめざした支援

不登校の実態や課題の把握に努め、子どもたち自らが将来展望を見出すことができるよう、個に応じた学習支援や体験活動等をはじめ、学校復帰を目指した取組を積極的に行う。また、その未然防止のため、校種間連携（とりわけ小中連携）を一層強化するとともに、初期の段階で適かつ迅速な手立てを講じる。（「不登校相談支援センター（19年1月設置）」との連携を強化する。）

しなやかな道徳教育の推進

社会生活におけるルールやマナーなど守るべきことをしっかりと教え伝えていくとともに、お互いの生き方や価値観を認め合いながら、人間としてのあり方・生き方と共に考え行動する「しなやかな道徳教育」を家庭・地域と共に推進する。

学校はもとより家庭・地域での生活を通し、子どもの内面に根ざした道徳性を育てることが重要である。各校では、長い歴史の中で培われてきた文化・伝統を尊重する心、共に生きるために大切な公共心や公徳心、生命を尊重する心、「おかげさま」と感謝する心、忍耐力などを育てるため、奉仕活動を含めた豊かな体験活動と道徳の時間の関連を明確にした道徳教育を展開する。

児童生徒相互の絆づくりと自己実現をめざした体験活動の拡充

人や自然、社会とふれ合う豊かな体験活動を通して、共に学び感じ合い、互いに支え合えることのできる児童・生徒相互の絆づくりを支援するとともに、自らを律し、自己の夢や願いの実現に向け粘り強く困難を乗り越えていく力の育成を推進する。そのため、家庭や地域と連携し、職場体験やボランティア活動、親子・地域ぐるみのトイレ掃除活動、自然体験、スポーツ活動等のプログラムの工夫と開発を進める。

人権文化の構築（人権教育）

学校における人権教育の重点課題

- ◆男女平等教育 男女問わず等しく個性ある人間として尊重し、能力を発揮できる資質や能力の基礎を培う。
- ◆総合育成支援教育 障害についての理解と認識を深め、障害のあるなしに関わらず、互いに尊重し、共に成長し合う基礎を培う。
- ◆同和教育 人権尊重を基盤とした同和問題認識を深め、同和問題の解決に向けて主体的に行動できる実践的態度と能力を培う。
- ◆外国人教育 民族差別の解消を目指すとともに、民族や国籍のちがいや文化・伝統の多様性を認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を培う。

保育園や幼稚園、小学校、中学校、高等学校、総合支援学校相互の連携を推進し、子ども一人一人の学びと育ちの充実を図る。

学校教育の今日的課題

伝統文化・国際理解教育

- ① 先人の築き上げてきた文化や伝統を守るとともに、創造しつつ、次世代へ継承していく意欲と態度をもつ子どもを育む。
- ② 歴史都市・京都の伝統や文化、芸術、産業等への理解を深め、その素晴らしさを伝えていくとする心情や態度を育てる。
- ③ 我が国の優れた文化や伝統への理解を深め、広い視野をもって異文化を理解し、国際協調の精神を培う。

◆京都ならではの伝統文化体験活動の推進

「学校茶道」の推進、「京の雅探検隊」事業・「京の『匠』ふれあい事業（京の「匠」先生派遣事業）」の活用等を地域ぐるみで積極的に進め、体験活動を通して、文化や伝統を守り、次世代へ継承する意欲と態度を育てる。さらに、「歴史都市・京都から学ぶジュニア日本文化検定」「みやこ子ども土曜塾」を活用し、市民ぐるみ・地域ぐるみで伝統や文化を学び体験する。

◆国際理解教育の推進

地域に住む外国人や留学生、海外在住経験者の協力を得た取組や京都市国際交流協会と連携した取組、外国の学校との交流などを通して、世界各地の多様な文化・生活・習慣にふれ親しむ教育活動を工夫し、異文化理解の充実を図る。

◆英語を話せる子どもの育成

小小連携、小中連携、小中一貫を通して、カリキュラムや指導の工夫を図り、より一層計画的にALTの活用を進め、英語でコミュニケーションする意欲や態度を育成し、高める。

環境・理科教育

- ① 環境問題を身近な問題として捉え、児童・生徒・教職員の環境意識の一層の向上を図る。
- ② 環境について考え、環境に配慮した望ましい働きかけができる子どもの育成に向け、学校教育活動をはじめ、家庭・地域と一緒にした取組を推進する。

◆～「もったいない」の精神～ KES学校版「環境にやさしい学校」の取組の充実

全ての教育活動において、子どもたち、教職員が主体的・計画的に、環境に配慮した充実した活動に積極的に取り組む。

◆地球温暖化防止に向けた家庭・地域とともに実践する環境教育の推進

家庭、地域と連携した「環境保全・美化活動」等の取組を推進する。また、「緑のカーテン」、「子どもエコライフ・チャレンジ」の取組や、企業と連携した環境学習事業等を積極的に活用する。

理科教育を進めるにあたっては、「21世紀の『理科』を考える京都市民議会」の提言の趣旨を生かし、以下の点に留意して「理科好き」な子どもが自ら育つ環境づくりに努める。

- ① 科学的なものの見方・考え方や思考力・判断力を身につけ、疑問の解明に主体的に取り組む姿勢を育てる。
- ② 身の回りの不思議や生活の中の様々な事象について、科学的に考察するとともに、人間の暮らしや活動と科学技術との関わりについて総合的な認識を高める能力を育てる。

◆理科好きな子どもが育つ環境づくり

家庭・地域とともに、子どもの「なぜ?」「どうして?」を大切にする理科教育を進める。また、企業・大学・博物館等と各校が連携して、子どもたちの科学への探究心や好奇心を満たすことができる新しい体験の場を創出するとともに、校区内や近隣の四季折々に変化する身近な自然に子どもたちが目に向ける機会を創出する。

下に示した6つの項目は、今日的課題として、今後ますます取組を充実させていかなければならないものである。もちろん、この他にも、子どもの実態や地域の実態に応じて解決していくべき課題は山積している。各学校においてはこのことを十分認識し、自校の教育計画の中に課題解決に向けた教育活動を位置付け、各教科・領域はもとより課外活動等において家庭・地域との信頼に基づいた連携を図りつつ課題の解決を目指していかなければならない。

小中連携・小中一貫の推進

- ① 9年間の学びの連續性に立った小中一貫教育を展開する。
- ② 学力定着調査の結果を共有し、課題解決に向けた具体的な方策を展開する。
- ③ 小学校高学年からの教科担任制の導入、中学校教員の小学校での授業、部活動の指導等を推進し、小中連携を進める。

◆中学校ブロックで学びの連續性を生かした教育の展開

学力定着調査結果を小中学校で共有し、各学校における課題を明確にした上で、小中連携して指導の改善を図る。また、中学校ブロックで、地域の児童・生徒の学力実態を踏まえて、算数・数学科、英語活動・英語科を中心にカリキュラムを工夫し、9年間のスムーズな学習の展開を図る。

◆小学校での教科担任制の導入や中学校教員の小学校での授業の推進

小学校高学年での教科担任制をより一層推進するとともに、中学校教員が小学校に出向き教科の専門性を生かした授業を積極的に行うなど、小中間における指導の円滑な接続に努める。

◆小、中学校間の授業参観、部活動等での交流の促進

授業参観などの交流を積極的に行い、小中学校の教職員が、子どもの実態を共通理解し、教育活動に生かす。また、小学校の子どもたちに、中学校教員による部活動の指導や中学校での体験活動の場を積極的に展開し、中学校に夢と期待を持って進学できるように、小中協働体制を取り組む。

生き方探究教育（キャリア教育）

- ① 子どもの発達段階を踏まながら、勤労観・職業観を養う。
- ② 地域・社会との関わりの中で、自らの在り方、生き方を考え、自立した社会人として生きていくために必要な意欲・態度や能力を育てる「生き方探究教育」を推進する。

◆計画的・系統的な生き方探究教育の推進と充実

学校教育目標や目指す子ども像のもとに、その位置付けを明確にするとともに各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等における指導が計画的・系統的に実施できるよう、校種間の強い連携を図り、全体計画及び年間指導計画を作成する。また、教職員の生き方探究教育に対する認識と実践力を高める研修を充実する。

◆家庭・地域や産業界等との連携による体験的な学習活動等の推進と充実

中学生が5日間行う「生き方探究・チャレンジ体験推進事業」や自然体験、社会体験、ボランティア活動をはじめ、インターンシップ、また、「ステューデントンシティ」「ファイナンスパーク」での学習や京都ものづくり塾推進事業など、様々な体験活動を家庭・地域や産業界等の幅広い理解と協力を得ながら積極的に活用し、自らの将来を見つめ、社会との関わりを考え行動する力を育てる。

◆キャリア発達を支援する相談体制（キャリアカウンセリング）の確立

自己理解や社会認識などのキャリア発達は子ども一人一人が成長過程で関わってきた環境により異なる。生き方探究教育の推進にあたっては常に個に立ち返り、それぞれのよいところを伸ばす姿勢を持つとともに個別あるいはグループ単位での教育相談の機会確保と質の向上に努める。

L D等支援の必要な子どもの教育

- ① 早期から子どもの学習等のつまずきや困っている状況に気づき、必要な支援を行なう。

- ② 個々の学びの違いを考慮した授業の充実と、一人一人を大切にした学級集団作りを進める。

- ③ 子どもの状況について、保護者と共に考え、関係機関との緊密な連携のもと、計画的・継続的な指導・支援を充実する。

◆必要な教育内容を保護者とともに考える「個別の指導計画」の作成

保護者・関係機関との連携のもとに、ニーズに応じて「個別の指導計画」を作成し、組織的な取組の中で実行・評価・改訂を図り、系統的な指導・支援を行う。

◆必要な支援を弾力的に行う全校的な指導体制の充実

「個別の指導計画」をもとに一人一人の教育課題と達成状況を明確にし、個々の課題解決に向けた学習内容の工夫や多様な指導形態を、校内委員会を中心とした学校体制の中で弾力的に進める。

◆障害のある子どもたちの地域での支援ネットワークづくりの推進

保護者・学校・関係機関・総合育成支援教育相談センター（育支援センター）等の連携を密にするとともに、障害のある子どものためのボランティア養成を進め、障害のある子どもの地域での活動を支える支援体制を充実する。

※ L D等支援の必要な子ども

普通学級に在籍するL D（学習障害）・A D H D（注意欠陥多動性障害）・高機能自閉症（アスペルガー症候群を含む）の子ども